

## 令和4年小樽市議会第4回定例会

### 市長提案説明

令和4年第4回定例会の開会に当たり、ただ今上程されました各案件の提案理由の説明に先立ち、一言申し述べさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症が急拡大しており、小樽市内でも11月にはこれまでで最多の感染者を確認する状況となっています。

政府としても「第8波」の対応策を打ち出していますが、感染拡大がこれまでと同程度であれば、新たな行動制限は行わず、社会経済を維持しながら保健医療体制を準備するという考え方が示されていますので、本市といたしましては、今後の感染拡大に備え、感染症対策事業など必要となる予算を措置してまいりたいと考えております。

引き続き、基本的な感染防止対策を徹底するとともに、地域経済や市民生活を支えるための取組を進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、ただ今上程されました各案件について、提案理由の概要を説明申し上げます。

初めに、議案第1号から議案第5号までの令和4年度各会計補正予算について説明申し上げます。

まず、一般会計補正予算の主なものといたしましては、新型コロナウイルス感染症患者が増加している現状を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症対策事業費」、「感染症患者宿泊療養施設等移送事業費」及び「クラスター対策事業費」について、追加の補正を計上いたしました。

また、燃料や電気料金の高騰に対応するため、ロードヒーティングの電気料や、本庁舎及び小中学校などの公共施設において不足が見込まれる燃料・光熱水費を増

額するほか、前年度の北海道後期高齢者医療広域連合に対する療養給付費の小樽市負担額の確定に伴い「後期高齢者医療費」を減額するなど、所要の補正を計上いたしました。

これらに対する財源といたしましては、国・道支出金、財産収入、寄附金、繰入金及び諸収入を計上いたしました。

継続費につきましては、「重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店 保存修理工事費」について、想定よりも損傷が著しい状況が判明したことなどから、総事業費及び年割額の増額を行うものです。

債務負担行為につきましては、年度をまたぐ端境期対策として工事の早期発注を図るため「臨時市道整備事業費」を計上したほか、「ふれあいパス事業費」、「スクールバス運行経費」及び「水泳教室開催経費」を計上いたしました。

また、夜間急病センターなど3件の指定管理者の管理代行業務等に係る経費につきましても、債務負担行為として所要の経費を計上いたしました。

以上の結果、一般会計における補正額は、10億84万2,000円の増となり、財政規模は、658億2,861万6,000円となりました。

次に、特別会計では、港湾整備事業特別会計において、ひき船の燃料費や、上屋の電気料金などに不足が見込まれるため、増額分を計上いたしました。

次に、企業会計では、病院事業会計において、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」を活用し、医療機器等の整備を行うため、所要の補正を計上いたしました。

また、水道事業会計において、債務負担行為として「水道料金等徴収業務委託」を計上したほか、工事の早期発注を図るため「配水管整備事業費」を計上いたしました。

下水道事業会計では、中央下水終末処理場に係る燃料費及び動力費において不足が見込まれるため、所要の補正を計上いたしました。

続きます。議案第6号から議案第23号までについて説明申し上げます。

まず、議案第6号から議案第9号までにつきましては、いずれも個人情報の保護に関する法律の一部改正により、改正後の同法が地方公共団体にも適用されることに伴う条例の制定改廃であります。

議案第6号 個人情報保護法施行条例案につきましては、現行の個人情報保護条例を廃止するとともに、同法を施行するために必要な事項などを定めるものであります。

議案第7号 死者情報の開示等に関する条例案につきましては、個人情報保護制度の対象外となる死者の個人に関する情報の開示等について必要な事項を定めるものであります。

議案第8号 情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例案につきましては、個人情報保護法施行条例等を制定することに伴い、情報公開・個人情報保護審査会の所掌事務に係る規定を改正するほか、所要の改正を行うものであります。

議案第9号 情報公開条例の一部を改正する条例案につきましては、不開示情報として行政機関等匿名加工情報等を追加するものであります。

次に、議案第10号 自治基本条例検討委員会条例案につきましては、自治基本条例の見直しについての検討を行う目的で、附属機関として、自治基本条例検討委員会を新たに設置するものであります。

議案第11号 情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例案につきましては、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に基づき、本市の条例等に基づく手続のオンライン化等に係る基本的な事項を定めるものであります。

議案第12号 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例案につきましては、地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年を段階的に引き上げるとともに、役職定年制を導入するほか、暫定措置を講じた再任用制度の廃止に伴う関係条例の整備など、所要の改正を行うものであります。

議案第13号 特別職に属する職員の給与条例の一部を改正する条例案につきましては、特別職の期末手当について、職員の勤勉手当の支給割合の引上げに準じた改定を行うとともに、この改定にかかわらず、引き続きその支給割合を独自削減し、据え置くこととするものであります。

議案第14号 職員給与条例の一部を改正する条例案につきましては、国家公務員の給与改定に準じ、職員の給料月額及び勤勉手当の支給割合を引き上げるとともに、地方公務員法の一部改正による定年の引上げ等に伴う改正のほか、所要の改正を行うものであります。

議案第15号 職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例案につきましては、地方公務員法の一部改正による定年の引上げ等に伴う改正を行うとともに、会計年度任用職員に係る退職手当の支給要件を緩和するほか、所要の改正を行うものであります。

議案第16号 公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例案につきましては、厚生労働省が定める公衆浴場における衛生等管理要領の一部改正に伴い、公衆浴場における混浴可能な年齢の上限を引き下げるとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第17号 病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、職員の勤勉手当の支給割合の引上げに準じ、病院事業管理者の期末手当の支給割合を引き上げるものであります。

議案第18号 工事請負変更契約につきましては、(仮称)第3号ふ頭市営上屋33号ターミナル改修工事の請負変更契約を締結するものであります。

議案第19号 訴えの提起につきましては、債務名義を取得して強制執行をする目的で、前市長の森井秀明氏に対し、高島観光船訴訟に係る国家賠償法第1条第2項の規定に基づく求償金6,553万1,865円の支払を請求するため、訴えを提起するものであります。

議案第20号から議案第23号までにつきましては、いずれも公の施設の指定管

理者の指定についてであります。駅前広場駐車場及び駅横駐車場につきましては引き続き小樽駅前ビル株式会社を、総合体育館につきましては引き続きシンコースポーツ北海道株式会社を、観光物産プラザにつきましては引き続き一般社団法人小樽観光協会を、夜間急病センターにつきましては引き続き一般社団法人小樽市医師会を、それぞれ指定するものであります。

以上、概括的に御説明申し上げましたが、何とぞ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。